

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町宮前地区 (宮 前)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は認定農業者である農事組合法人が約7割の農地を耕作しており、担い手への集積・集約化が進んでいる。一方で、担い手の利用が難しい狭小農地についてどのように管理していくかが課題となっている。また今後も、担い手への集積・集約化を維持していくために、担い手と地域の連携を継続的に協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は、水稻、麦、大豆、キャベツ及びその他の露地野菜等の多品目の作付けを行っている。今後も、継続して水稻、麦、大豆の作付けを行うが、その他の露地野菜については、労力に見合った品目を選定し、作付けを行う。また、収穫体験等のイベントを実施し、農業者以外の方が農業に関わる機会を設けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者である農事組合法人が、既に地域の約7割の農地を集積している。農事組合法人及びその他の個人農業者との調整をしながら、現状の維持を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

既に担い手への集積には農地中間管理機構を活用しており、今後も所有者と耕作者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構の活用を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成10年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たな就農を希望する者がいれば、地域の担い手等と調整しながら、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 取り組む計画はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									